一橋大学ハラスメント対策委員会規則

平成25年７月29日
規則第142号

改正　平成28年４月１日　平成28年12月７日
令和２年９月１日　令和５年３月29日
令和５年12月21日

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人一橋大学ハラスメント等の防止等に関する規則（平成25年規則第141号。以下「ハラスメント等防止等規則」という。）第４条第３項の規定に基づき、一橋大学ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定める。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

一　ハラスメント等（ハラスメント等防止等規則の定義による。以下同じ。）の防止等に関する基本方針、対策及び行動計画の策定に関する事項

二　ハラスメント等に関する調査、研究、啓発及び教育に関する事項

三　ハラスメント等についての相談に関する事項

四　ハラスメント等の停止のため必要な対策に関する事項

五　ハラスメント等又はハラスメント等に起因する問題に対する調停の申請又は措置の申立てに関する事項

六　ハラスメント等により就学上若しくは就労上の環境が害される事態又はそのおそれがある事態への緊急対処に関する事項

七　二次被害及び二次加害発生の防止のため必要な対策に関する事項

八　ハラスメント等についての年次報告に関する事項

九　その他ハラスメント等の防止及び対策に関する事項

２　委員会は、ハラスメント等又はハラスメント等に起因する問題に対する説諭の申請が行われた個別の事案について、必要があると認める場合に、加害者に対し行為を中止するよう通告する。

３　委員会は、ハラスメント等又はハラスメント等に起因する問題に対する措置の申立てが行われた個別の事案について、申立ての事実が確認された場合に、次の対応をとる。

一　部局長等へ事実を報告するとともに、必要に応じ、申立者に対する配慮のための措置その他対応策を勧告すること。

二　学長へ前号の措置を報告すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一　学長が指名する副学長　２人

二　総務部長

三　学務部長

四　ハラスメント相談室長

２　委員長が必要と認める場合は、国立大学法人一橋大学の教職員の中から臨時の委員を指名することができる。

（委員の任期）

第４条　前条第２項に規定する委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、第３条第１号に掲げる委員のうちから学長が指名する。

２　委員長は、委員会を主宰する。

３　委員会に副委員長を置き、第３条第１号に掲げる委員のうち委員長でないものをもって充てる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会）

第７条　委員会に、ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会を置くことができる。
２　ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会について必要な事項は、別に定める。
（事務）
第８条　委員会の事務は、関係部局の協力を得て、総務部人事課及び学務部学生支援課が行う。
（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成25年７月29日から施行する。
２　この規則の施行後最初に第３条第３号に掲げる委員となった者であって、経済学研究科、社会学研究科及び国際企業戦略研究科から選出されたものの任期は、第４条の規定にかかわらず、平成26年３月31日までとする。
３　この規則の施行後最初に第３条第３号及び第８号に掲げる委員となった者（前項に規定する者を除く。）の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

附　則

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。
２　この規則の施行前に選出されたこの規則による改正前の一橋大学ハラスメント対策委員会規則（平成25年７月29日規則第142号）第３条第３号に掲げる委員の任期は、なお従前の例による。ただし、再任は行わない。

附　則

この規則は、平成28年12月7日から施行し、改正後の一橋大学ハラスメント対策委員会規則の規定は、平成28年12月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年３月29日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年12月21日から施行する。